

## 男性の育児休業取得率等の公表について

令和7(2025)年4月1日より、育児・介護休業法の改正に伴い、男性労働者の育児休業取得状況の公表義務が拡大されます。

### 1.改正の概要

これまで従業員1,000人超の企業に義務付けられていた公表が、従業員数300人超1,000人以下の企業にも義務化されます。

改正後の対象企業	
施行日	令和7(2025)年4月1日
対象企業	常時雇用する労働者が300人を超える企業
該当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間の定めなく雇用されている者</li> <li>・過去1年以上引き続き雇用されている、またはその見込みがある者</li> </ul>

### 2.公表する内容

直近の事業年度における、次のいずれかの割合を算出し公表します。

- ① 育児休業等の取得割合
- ② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合

※「育児休業等」には、産後パパ育休も含まれます。

①育児休業等の取得割合	②育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{c} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度を利用した} \\ \text{男性労働者の数の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

### 3. 公表の方法・時期

方法：インターネット上の一般の方が閲覧できる場所で公表します。

時期：事業年度終了後、おおむね3か月以内に年1回公表します。

出典：厚生労働省「2025年4月から、男性労働者の育児休業取得率等の公表が従業員が300人超1,000人以下の企業にも義務化されます」（令和6年5月作成）より一部抜粋・構成

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001029776.pdf>